

一般社団法人日本心理学諸学会連合

国際委員会規程

- 1 一般社団法人日本心理学諸学会連合 定款細則第6条に基づき、常置委員会として国際委員会（以下、委員会という。）を置く。
- 2 委員会は、定款第4条第1項に掲げられている一般社団法人日本心理学諸学会連合の業務のうち、「（3）心理学分野における国際協力の強化」を行う。
- 3 委員会は、理事若干名で組織する。
 - 2 委員は、理事の中から理事会が推薦し、理事長が委嘱する。
 - 3 委員の任期は1期2年を原則とし、再任を妨げない。
 - 4 委員長は、理事の中から理事会が決定する。
 - 5 委員長の任期は、理事の在任期間とする。
 - 6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。
 - 7 委員会の運営を円滑にするために、理事会の承認のもとに協力委員を置くことができる。
 - 8 協力委員の任期は、理事の在任期間とする。
- 4 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、2020年10月3日より施行する。